



第24回 定時株主総会 招集ご通知添付書類

2019年度 事業報告

2019年4月1日～2020年3月31日

株式会社サンウッド

証券コード 8903

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度の経営成績は、売上高11,883百万円（前期比4.3%増）、営業利益849百万円（前期比101.8%増）、経常利益654百万円（前期比185.5%増）、当期純利益456百万円（前期比139.3%増）となりました。

当事業年度は、竣工した新築分譲マンションの「ガーデンテラス大倉山プレミアム」の全住戸、「ガーデンテラス馬込プレミアム」及び「サンウッド阿佐ヶ谷」等の一部住戸の引渡しを行いました。また、前期より新たな取り組みとして本格的に開始した一棟収益物件の新築商業ビル「WHARFシリーズ」の「WHARF恵比寿」及び「WHARF赤坂」が竣工し、販売したことで売上を計上しました。

売上総利益率は、「WHARFシリーズ」の販売が好調であったことから、19.3%となり前期比で3.9ポイント上昇しました。

販売費及び一般管理費は1,443百万円（前期比8.4%増）となりました。これは主に「WHARFシリーズ」の販売に伴う販売手数料が増加したことによるものであります。

上記の結果、増収増益となり、特に利益面においては現経営体制となった2012年以降、最高益を達成しました。

販売面においては、都市部における不動産の市場価格の上昇傾向は依然として継続しておりますが、当社の事業基盤である都心部のマンション販売は堅調に推移しました。また、新たな取り組みである「WHARFシリーズ」が利益面に大きく寄与したことで、一部プロジェクトの販売スケジュールを見直すなどの、戦略的な販売活動を行うことができました。

仕入面においては、新築分譲マンションにおいては、次期に販売開始予定の「サンウッド錦糸町フラッツ（一部等価交換事業）」や、「御殿山プロジェクト（共同事業）」、「玉川田園調布プロジェクト」及び「国立プロジェクト」の事業用地の取得を行いました。また、WHARFシリーズとして「高円寺プロジェクト」、「赤坂田町プロジェクト」及び「神田三崎町プロジェクト」の事業用地も取得しました。

	第23期 (2019年3月期)	第24期 (2020年3月期)	前期比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	11,394	11,883	448 増	4.3% 増
営業利益	421	849	428 増	101.8% 増
経常利益	229	654	424 増	185.5% 増
当期純利益	190	456	265 増	139.3% 増

セグメントの業績は次のとおりであります。

また、各セグメントのセグメント利益は、売上総利益ベースの数値であります。

不動産開発事業

<主要な事業内容>

新築分譲マンション「サンウッドシリーズ」及び
一棟収益物件「WHARFシリーズ」等の企画開発及び販売

売上高
10,172百万円
(前期比4.8%増)

売上高構成比



主要セグメントである不動産開発事業は、売上高は10,172百万円（前期比4.8%増）、セグメント利益は1,884百万円（前期比41.3%増）となりました。新築分譲マンションにおいては、「ガーデンテラス大倉山プレミアム」の全住戸、「ガーデンテラス馬込プレミアム」及び「サンウッド阿佐ヶ谷」等の一部住戸を引渡し、売上を計上しました。さらに、「WHARFシリーズ」においては、「WHARF恵比寿」及び「WHARF赤坂」を販売し、売上を計上しました。また、当期末頃に発生した新型コロナウイルス感染症にも機敏に対応し、追加で販売を進捗させました。この結果、不動産開発事業は売上高10,000百万円を突破し、セグメント利益は当初計画をも上回る大幅な増益となりました。

リノベーション事業

<主要な事業内容>

中古マンションの取得・改修・販売

売上高
1,222百万円
(前期比2.6%増)

売上高構成比



リノベーション事業は、売上高は1,222百万円（前期比2.6%増）、セグメント利益は108百万円（前期比10.6%減）となり、増収減益となりました。当期より在庫回転率を重視した販売期間短縮を目指す戦略へ転換しました。上半期においては前期以前に仕入れた保有期間長期化在庫の販売による利益率低下の影響がありましたが、下半期においては新戦略の基に仕入れた物件の販売が好調に推移し、前期に対して利益面は届かなかったものの、売上高は増収となりました。

賃貸事業

<主要な事業内容>

将来の開発予定地として購入した賃貸中の収益物件及び賃貸住宅等の賃貸

売上高
377百万円
(前期比4.5%増)

売上高構成比



賃貸事業は、売上高は377百万円（前期比4.5%増）、セグメント利益は257百万円（前期比5.9%増）となりました。当事業はセグメント資産の取得や売却及び開発の開始により、売上高及びセグメント利益は増減しますが、現在保有中の物件の稼働率は、引き続き好調に推移しております。

その他の事業

<主要な事業内容>

マンション等のリフォーム、仲介等

売上高
111百万円
(前期比17.1%減)

売上高構成比



リフォーム、仲介等のその他に含まれる事業の売上高は111百万円（前期比17.1%減）、セグメント利益は42百万円（前期比20.9%減）となりました。仲介事業においては人員が減少したこと、リフォーム事業においては前期に「サンウッド青山」における「オーダーメイドプラス」の大型受注があったことで減収減益となりました。

事業別売上状況は、次のとおりであります。

区 分	第23期 (2019年3月期)		第24期 (当事業年度) (2020年3月期)		前事業年度比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
不動産開発事業	9,708,355	85.2	10,172,646	85.6	464,291	4.8
リノベーション事業	1,190,978	10.5	1,222,366	10.3	31,387	2.6
賃 貸 事 業	360,899	3.2	377,213	3.2	16,313	4.5
そ の 他 の 事 業	134,704	1.2	111,666	0.9	△23,037	△17.1
合 計	11,394,937	100.0	11,883,893	100.0	488,955	4.3

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

新規プロジェクトのため、金融機関からの借入により、資金調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

売上高 (単位：千円)



経常利益 (単位：千円)



当期純利益 (単位：千円)



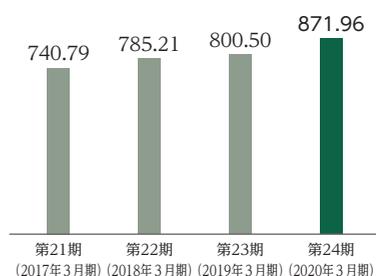
総資産/純資産 (単位：千円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



	第21期 (2017年3月期)	第22期 (2018年3月期)	第23期 (2019年3月期)	第24期 (当事業年度) (2020年3月期)
売上高 (千円)	6,759,066	11,391,923	11,394,937	11,883,893
経常利益 (千円)	20,269	424,656	229,123	654,056
当期純利益 (千円)	170,482	304,942	190,903	456,866
1株当たり当期純利益 (円)	35.74	64.42	40.32	96.45
総資産 (千円)	12,156,581	19,165,283	18,243,261	19,612,780
純資産 (千円)	3,520,814	3,731,046	3,803,864	4,142,337
1株当たり純資産額 (円)	740.79	785.21	800.50	871.96
1株当たり配当額 (円)	20	25	25	25

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「ブランドポリシー“上質な暮らしを仕立てる”に則った基本性能の高い住まい」の供給に注力しています。さらに、中長期戦略である「売上規模の拡大」「収益力の強化」「顧客満足度の向上」を実現するために、以下の取り組みを推進してまいります。

① 事業用地の積極的な取得

東京都内のマンション事業用地の取得競争は激しく、高値で取引されることも散見されることから、事業用地の選別にはより一層の見極めを図る必要があります。そのため、事業用地の取得におきましては、取引先との関係をより強化して独自情報に基づく相対取引を増加させております。また、商品構成、物件規模、エリアなどを柔軟に拡大しながら、積極的に事業用地を取得することで、安定的かつ持続的なマンション供給に努めてまいります。

② 原価管理の強化

東京オリンピック開催決定以降、建築需要が高まっており、労働者不足及び建材の高騰を背景に建築費が上昇しております。発注方法や工程管理を工夫すること及び当社スタッフによる技術提案やメーカーとの直接取引を行うなど、品質を維持しながら継続的な原価削減を図ります。

③ 商品企画・サービスの強化

当社は創業以来、高いプライバシー性の確保と設計変更対応「オーダーメイドプラス」に取り組んでまいりました。これらの快適性向上のための商品企画は、高い基本性能を確保してこそ実現可能となります。今後も物件の基本性能を強化して商品力を向上させるとともに、お客さまの声を商品企画・サービスに活用して付加価値の高い住宅を提供してまいります。

④ 物件規模分散による経営の安定化

新築分譲マンションでは、事業用地を取得してから売上計上するまでには中小型物件でも約2年の期間を要し、開発期間中の経済環境の変化等により、当初想定した利益計画に支障が生じる場合があります。

大型物件は売上規模の拡大に寄与し利益率も高くなる傾向があるものの、完成までに長期間を要するため、開発期間中の経済環境の変化等によるリスクは高まります。また、完成までの数年間は多額の先行経費が発生するため、完成前の事業年度の利益に与える影響が大きくなる傾向があります。一方、中小型物件は売上までの計上期間が短いことから経済環境の影響は小さく、売上の安定化に繋がりますが、販売管理費の割合が高くなる傾向があります。

このため、当社では大型物件は共同事業を中心に検討しリスクを極小化するとともに、中小型物件は自社単独で積極的に開発することで物件規模を分散し、両者を組み合わせて経営の安定化を図りながら、事業の拡大を目指します。

⑤ 安定収益の確保

当社は、不動産開発事業が売上高の概ね8～9割を占めるため、その他の事業の拡大を図る必要があると考えております。新築マンションと比較して短期間で資金が回転するため経済環境変化に伴うリスクが小さいリノベーション事業の規模拡大や、仲介やリフォーム等の周辺事業や住宅購入に付随するサービス拡大による収益確保に取り組んでいます。さらに、賃借人が入居していることで安定的な賃料収入を享受しつつ、将来の良質な事業用地の取得を狙った賃貸物件の取得も行っています。

このような資産保有も検討しながら、その他の事業による収益拡大にも努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社は、主に東京都心部を中心とする首都圏エリアにおいて、新築分譲マンション等の企画開発及び販売を行っております。また、関連事業としてマンションを中心としたリノベーション、賃貸、リフォーム、仲介事業等を行っております。

現在の主要な事業は、以下のとおりであります。

事業区分	事業内容
不動産開発事業	新築分譲マンション「サンウッドシリーズ」及び一棟収益物件「WHARFシリーズ」等の企画開発及び販売
リノベーション事業	中古マンションの取得・改修・販売
賃貸事業	将来の開発予定地として購入した賃貸中の収益物件及び賃貸住宅等の賃貸
その他の事業	マンション等のリフォーム、仲介等

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

本 社 東京都港区虎ノ門三丁目2番2号

(7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
52名	3名減	42.5歳	11.2年

(注) 従業員数は、就業員数であり、休職者を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

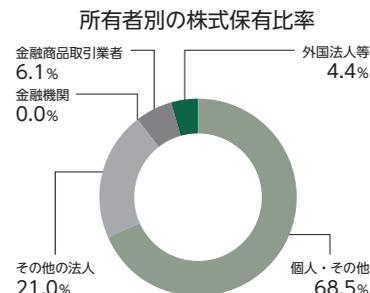
借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,750百万円
株式会社東日本銀行	1,675
株式会社きらぼし銀行	820
株式会社群馬銀行	800
朝日信用金庫	780

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 18,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,894,000株
- (3) 株主数 4,462名
- (4) 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
株式会社タカラレーベン	1,000,000株	21.10%
佐々木 義実	148,000	3.12
澤田 正憲	144,000	3.04
S I X S I S L T D .	134,300	2.83
S M B C 日興証券株式会社	128,100	2.70
中島 正章	100,000	2.11
川村 正之	51,300	1.08
むさし証券株式会社	40,300	0.85
倉増 晋	40,000	0.84
京谷 尚樹	32,000	0.68

- (注) 1. 当社は、自己株式を155,549株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 (2020年3月31日現在)

		2005年6月29日 定時株主総会決議 (2005年ストック・オプション)	2008年6月25日 定時株主総会決議 (2008年ストック・オプション)
新株予約権の数		40個	100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 4,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		2005年9月1日から 2025年6月29日まで	2008年8月26日から 2028年6月25日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 2名

- (注) 1. 新株予約権者は、原則として当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使できるものとする。ただし、当社取締役会において相当の理由があると判断した場合は、取締役在任中の権利行使を認めるものとする。
2. 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
3. その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」の定めるところによる。
4. 2013年4月1日付で行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) その他新株予約権に関する重要な事項

	2016年10月21日取締役会決議 (第4回新株予約権)	
新株予約権の数		1,545個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき)	154,500株 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	1,500円 15円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	50,500円 505円)
権利行使期間	2018年7月1日から 2023年11月29日まで	
行使の条件	(注)	
保有状況	当社取締役及び従業員	46名

- (注) 1. 本新株予約権者は、2018年3月期から2023年3月期の当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益が下記 (a) 及び (b) に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- (a) 2018年3月期における営業利益が400百万円を超過した場合
行使可能割合：50%
- (b) 2018年3月期から2023年3月期のいずれかの期における営業利益が1,000百万円を超過した場合
行使可能割合：100%
2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地 位	ふりがな 氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	きさき よしみ 佐々木 義 実	—
取 締 役	くら まし しん 倉 増 晋	開 発 本 部 長
取 締 役	さわ だ まさ のり 澤 田 正 憲	管 理 本 部 長
取 締 役	て じま よし たか 手 島 芳 貴	株 式 会 社 タ カ ラ レ ー ベ ン 専 務 取 締 役
常 勤 監 査 役	いし かわ まさ ひろ 石 川 正 博	—
監 査 役	い ぐ もと やす ひろ 岩 本 康 博	ラ ー ネ ッ ド 総 合 法 律 事 務 所 弁 護 士
監 査 役	や ぎ はし やす ひと 八 木 橋 泰 仁	税 理 士 法 人 フ ァ シ オ ・ コ ン サ ル テ ィ ン グ 代 表 社 員

- (注) 1. 取締役手島芳貴氏は社外取締役であります。
 2. 監査役岩本康博氏及び監査役八木橋泰仁氏は社外監査役であります。
 3. 常勤監査役石川正博氏は、長年にわたり当社の監査室長として内部監査に携わってきた経験があります。
 4. 監査役八木橋泰仁氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、監査役岩本康博氏及び監査役八木橋泰仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役手島芳貴氏、社外監査役岩本康博氏及び社外監査役八木橋泰仁氏の各氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち 社 外 取 締 役)	3名 (-)	76百万円 (-)
監 査 役 (うち 社 外 監 査 役)	3 (2)	12 (4)
合 計	6	88

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
2. 当事業年度末日現在の取締役は4名（うち社外取締役は1名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、無報酬の社外取締役が1名存在しているためであります。
3. 取締役の報酬限度額は、2002年6月28日開催の第6回定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2012年6月26日開催の第16回定時株主総会において年額25百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

	他の法人等の重要な兼職の状況
取締役 手 島 芳 貴	株式会社タカラレーベン 専務取締役
監査役 岩 本 康 博	ラーネッド総合法律事務所 弁護士
監査役 八木橋 泰 仁	税理士法人ファシオ・コンサルティング 代表社員

- (注) 1. 株式会社タカラレーベンは当社の大株主であり、当社は同社との間で業務資本提携契約を締結し、不動産開発及び販売の共同事業等の取引関係があります。
2. ラーネッド総合法律事務所は当社と法律顧問契約を締結しております。
3. 税理士法人ファシオ・コンサルティングは当社と税務顧問契約を締結しております。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 手島 芳貴	当事業年度に開催された取締役会17回のうち10回に出席いたしました。株式会社タカラレーベン取締役としての経営及び不動産開発業務の経験から、取締役会において適宜発言を行っております。
監査役 岩本 康博	当事業年度に開催された取締役会17回全てに、監査役会13回全てに出席いたしました。長年にわたる弁護士としての経験と知見から取締役会及び監査役会において適宜発言を行っております。
監査役 八木橋 泰仁	当事業年度に開催された取締役会17回全てに、また、監査役会13回全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から取締役会及び監査役会において適宜発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人A&Aパートナーズ

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

科 目	第24期 2020年3月31日現在	(ご参考) 第23期 2019年3月31日現在
資産の部		
流動資産	15,698,523	14,889,807
現金及び預金	1,377,842	1,336,301
営業未収入金	6,073	2,675
販売用不動産	4,762,889	2,244,385
仕掛品	9,450,344	11,231,846
前払費用	51,379	57,241
その他	49,996	17,354
固定資産	3,914,257	3,353,454
有形固定資産	3,758,470	3,203,442
建物及び構築物	1,227,209	1,206,898
工具、器具及び備品	12,248	14,079
土地	2,464,775	1,978,337
その他	54,236	4,127
無形固定資産	9,324	8,175
ソフトウェア	8,887	7,739
その他	436	436
投資その他の資産	146,462	141,835
投資有価証券	5,500	5,500
長期前払費用	41,433	41,671
その他	99,529	94,663
資産合計	19,612,780	18,243,261

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

科 目	第24期 2020年3月31日現在	(ご参考) 第23期 2019年3月31日現在
負債の部		
流動負債	8,273,357	7,931,997
買掛金	68,685	291,824
短期借入金	2,141,990	112,640
1年内返済予定の長期借入金	3,139,938	5,076,447
1年内償還予定の社債	60,000	60,000
未払金	3,211	55,244
未払費用	63,953	39,441
未払法人税等	100,436	16,981
前受金	2,588,064	2,148,415
預り金	58,168	49,683
賞与引当金	47,741	43,407
その他	1,168	37,914
固定負債	7,197,085	6,507,398
社債	80,000	140,000
長期借入金	6,800,225	6,142,086
退職給付引当金	133,135	117,971
繰延税金負債	91,341	—
その他	92,381	107,340
負債合計	15,470,443	14,439,396
純資産の部		
株主資本	4,131,754	3,789,938
資本金	1,587,317	1,587,317
資本剰余金	1,433,811	1,433,104
資本準備金	936,117	936,117
その他資本剰余金	497,694	496,987
利益剰余金	1,211,862	873,357
その他利益剰余金	1,211,862	873,357
繰越利益剰余金	1,211,862	873,357
自己株式	△101,237	△103,840
新株予約権	10,583	13,925
純資産合計	4,142,337	3,803,864
負債・純資産合計	19,612,780	18,243,261

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第24期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	(ご参考) 第23期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
売上高	11,883,893	11,394,937
売上原価	9,590,504	9,642,262
売上総利益	2,293,389	1,752,675
販売費及び一般管理費	1,443,936	1,331,671
営業利益	849,453	421,003
営業外収益	2,943	4,055
受取利息	19	18
解約違約金収入	76	210
補助金収入	1,145	－
その他	1,702	3,827
営業外費用	198,340	195,936
支払利息	144,498	148,057
資金調達費用	53,132	44,391
社債利息	520	230
社債発行費	－	3,257
その他	188	－
経常利益	654,056	229,123
特別損失	5,608	－
固定資産除却損	5,608	－
税引前当期純利益	648,448	229,123
法人税・住民税及び事業税	100,240	38,220
法人税等調整額	91,341	－
当期純利益	456,866	190,903

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第24期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								新 予 約	株 権	純 資 産 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計			
		資本準備金	そ の 他 資本 剰余 金	資本 剰余 金 計	そ の 他 利益 剰余 金 計	利益 剰余 金 計					
当期首残高	1,587,317	936,117	496,987	1,433,104	873,357	873,357	△103,840	3,789,938	13,925	3,803,864	
当期変動額											
剰余金の配当					△118,361	△118,361		△118,361		△118,361	
当期純利益					456,866	456,866		456,866		456,866	
自己株式の処分			707	707			2,603	3,310		3,310	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									△3,342	△3,342	
当期変動額合計	-	-	707	707	338,504	338,504	2,603	341,815	△3,342	338,472	
当期末残高	1,587,317	936,117	497,694	1,433,811	1,211,862	1,211,862	△101,237	4,131,754	10,583	4,142,337	

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社サンウッド
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

指 定 社 員	公認会計士	木 間 久 幸 ㊞
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	岡 賢 治 ㊞
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンウッドの2019年4月1日から2020年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

株式会社サンウッド 監査役会

常勤監査役 石川正博 ㊞

社外監査役 岩本康博 ㊞

社外監査役 八木橋泰仁 ㊞

(注) 監査役岩本康博及び監査役八木橋泰仁は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

